別表十四(七)付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が令第123条の9第4項 (特 定資産譲渡等損失額から控除することができる 金額等》(同条第7項から第9項までにおいて準 用する場合を含みます。) 若しくは令和2年6月 改正前の令(以下「令和2年旧令」といいます。) 第123条の9第4項(特定資産に係る譲渡等損失額 の計算の特例》(同条第6項から第8項までにお いて準用する場合を含みます。以下同じです。) の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和 2年改正前の法(以下「令和2年旧法」といいま す。) 第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金 額》(令和2年旧令第123条の9第4項の規定によ り令和2年旧法第81条の3第1項に規定する個 別損金額を計算する場合に限ります。以下同じで す。)の規定の適用を受ける場合に記載します。 なお、連結法人については、適用を受ける各連結
- 法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法 人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「前期以前の対象期間における当該関連法人に 係る前特定適格組織再編成等による移転資産の損 失の額から利益の額を控除した金額35」は、その 事業年度前の各事業年度において「前特定適格組 織再編成等に係る被合併法人等である関連法人の 名称12」にその名称を記載した法人に係る別表十 四(十)付表二「12」に金額の記載がある場合(法 第64条の14第5項(特定資産に係る譲渡等損失額 の損金不算入)の規定の適用がある場合に限りま す。)には、その金額を含めて記載します。
- 3 令和2年旧令第123条の9第4項の規定の適用 を受ける場合又は令和2年旧法第81条の3第1項 の規定の適用を受ける場合には、「対象期間」と あるのは、「適用期間」として記載します。